

第 4 3 2 回鯖江市議会定例会

陳情文書表

陳情第 2 号

(令和 3 年 11 月 24 日)

受付年月日	件 名	陳 情 者	付託委員会
令和 3 年 9 月 21 日	し尿収集料金の改定について	福井県環境保全協会 会 長 二木 和則 他 3 名	産業建設

(要 旨)

一般廃棄物処理業者は、市町の自治事務であるし尿収集運搬業務等を市町の許可を得るとともに一般廃棄物処理計画に基づき廃棄物の適正処理と地域社会の公衆衛生の向上、生活環境の保全の一翼を担っている。

このような中、国の施策でもある「下水道並びに農業集落排水施設の整備」「小型合併浄化槽の推進」等々により地域住民の生活環境が向上する反面、し尿汲み取り箇所は、減少の一途をたどるとともに点在化し、作業効率の低下を招いているのが現状である。

また、し尿収集運搬業務は、住民生活に欠くことのできない業務であり、今後も継続して行うべきものと考えるなかで、特に、コロナ禍にあっては、職員の健康管理面において、これまで以上に細心の注意を払いながら、業務を行っていく必要がある。

これらの諸問題を抱えるなかで、支出を削減するなど経営努力を行いながら業務に臨んでいるところである。

このように一般廃棄物処理事業を取り巻く状況は極めて厳しいことを理解していただき、し尿収集料金改定について、下記のとおり善処するよう要望する。

記

し尿収集料金 (18リットル当たり) 247円 (外税)